

憲法第9条改正と

自衛隊

安全保障研究委員長

火箱 芳文 陸自74

国会やマスコミでは連日、学校法人「森友学園」の国有地売却に関する財務省の「決裁文書改竄問題を巡って、異常なほど議論が沸騰している。

その一方、安倍首相が昨年5月表明した「憲法9条に自衛隊の存在を明記する」等の国家にとって最も大事な「憲法改正」については、ほとんど議論されていない。誠に遺憾なことである。

最近(2017年)のNHKの世論調査を見ると、「憲法改正が必要だ」と答えた人は43%で、「憲法改正は必要ない」と答えた人は34%であった。過去の調査を比較すると、「憲法改正が必要だ」と答えた人は、1974年、1992年、20002年の調査では増加を続け、アメリカの同時多発テロ事件の翌年の前回2002年は58%に上った。しかし、2002年の調査と比較すると、今回の調査では前回を15ポイント下回っている。何故、憲法改正論議が進まないのだろうか。

そもそも、現憲法は米国の占領下、「徹底した戦争放棄」を謳ったマッカーサーノートをもとに作成された。「自

衛のための戦争も認めない」と言う主権国家にとって屈辱的な内容であったが、当時の国会において共産党等を除く賛成多数(投票数429票、賛成421票、反対8票)で成立している。憲法が施行されて70年が経つが、一

度も改正されておらず、改正が政治日程にも上ったこともない。本来であれば主権を回復した1952年のサンフランシスコ講和条約発効時、または朝鮮戦争(50〜53年)を機にアメリカの要請によって警察予備隊が創設された時、あるいは保安隊を経て自衛隊が発

足した1954年に、憲法を改正し自衛隊の存在根拠を書き改めるべきであった。

だが、日本政府は、憲法解釈により自衛隊を合憲としてきた。政府は、「自衛のための必要最小限度の実力を保持することまでも禁止する趣旨ではない」と解釈論を展開したのである。これによって、最小限の実力組織としての自衛隊を保持し、日本の独立と安全を守ってきたのである。

この事実を否定するわけにはいかないが、絶妙な憲法解釈と「憲法違反」と非難を浴びながらも、歯を食いしばって命を賭して汗を流してきた自衛官の努力が、かえって憲法改正論議の高まりを抑制する原因になっている。は皮肉としか言いようがない。

先に紹介したNHKの世論調査に「自衛隊は憲法で認められるか」との問いに、回答者の62%の人が「認められる」と答えているのである。「認められない」と答えた人は11%しかないのである。つまり、憲法学者の論議は別にして、日本国民は「自衛隊が憲法違反である」と考える人が少なく

なっているという事実もある。では、なぜ堂々と「自衛のための戦力は保持できる」という議論がされなかったのだろうか。

私が推測するに、当時の国家指導者が、敗戦直後の多くの国民が抱いていた「戦争への悲惨さ」や「軍への忌避・嫌悪の感情」を汲み取る必要があったのだと思う。それに加えて、欧米の戦勝国に対し、日本が再び世界の敵とならないことを保証するために憲法9条を残そうとしたのではないだろうか。

このことは、当時としては止むを得ない選択であったかもしれない。事実、冷戦期、冷戦終結後の米国一極時代には憲法第9条をそのままにしていても、それほど日本に不利なことは顕在化しなかった。

しかし現在は状況が全く違う。核・弾道ミサイルの開発を続ける北朝鮮や、国際法を無視して海洋進出する中国、拡張主義が復活したロシア、絶対的な力が退潮傾向にある同盟国・米国

。日本の安全保障環境は戦後最も厳しく「国難の時代」を迎えている。

我が国周辺の安保環境が厳しさを増す中、独立国にふさわしい対応を可能とするため、3年前に平和安全法制が成立した。これによって集団的自衛権の限定行使が容認されるなど、画期的な一歩を踏み出した。だが、従来の憲法解釈との整合性を確保したため、自衛隊の行使や国際法に基づく自衛隊の活動には不必要な制約、矛盾が依然として残ったままになってしまった。

今、現場の自衛隊は混乱している。今後、現憲法のもとの安全保障政策や安保法制のままで、日本は未来永劫存立を全うできるか心配している。

国家にとって死活的な時はいつやってくるかもしれない。その時には、米盟、連携を深めておかなければならぬ。そのためにも、他国の侵略を抑止し、阻止し得る現実の「力」を持たなければ平和を守れない。

いざとなった時、慌てて憲法を改正する暇などない。その前に、独立国として、「自衛のための戦力は保持できる」を明確にし、自衛隊の存在根拠を確立しておくべきである。現在の安全保障環境は、安保法制の審議していた

時より更に厳しくなっている。今において憲法第9条改正の時はない。